

電動車いすをご利用される方へ ～交通ルールと交通事故防止～

利用中の交通事故も発生していますので交通弱者に思いやりと
真心を持って優しい運転を心がけていただきたいと思います。

1 「電動車いす・電動四輪車」は歩行者と同じです

- ・「歩行者としての交通ルールを守って下さい
- ・道路を通行するときは、道路右側を通行して下さい
- ・歩道があるところでは、歩道を通行して下さい



2 横断歩道をわたってください

- ・道路をわたる時は、横断歩道をわたってください
- ・信号機がある交差点では、「歩行者用」の信号にしたがってください
- ・道路や歩道に障害物があり進路を変える場合は、必ず左右や後方の安全確認をしてください